

平安時代の大隅・薩摩

— 人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える —

加藤 友康

はじめに

平安時代における地方と中央の関係は、十世紀を境に大きく転換したことが、さまざまな角度から論じられてきた。律令国家の地方支配の要であった国司制が変質し、国司の官長（守）への権限の集中の結果として、受領と呼ばれた彼らの新しい国内支配の体制は、中央への一定額の貢納物納入を請負うことで、任国内の支配を中央政府から任される体制として確立したことが今日共通の理解となっている。

このような時期における受領の活動を媒介にして、中央貴族と彼らとの、また中央貴族と在地社会との多様な結びつきが形成されてくるが、具体的な様相については意外と明らかにされてきてはいない。大隅・薩摩については、近年『鹿児島県の歴史』^{〔1〕}が刊行され、新しい角度からの成果が生みだされてきつつあるが、十・十一世紀のいわゆる「撰関時代」を中心にして、中央との関係を人の交流と交易・情報伝達との関連に留意しつつ検討することによって、平安時代の大隅・薩摩という歴史的世界を考察することが必要であろう。

このような課題を設定するとき、注目すべきものとして、『今昔物語集』^{〔おまのくにのくせわかをむむし〕}巻二十四に「大隅国郡司読和歌語第五十五話」として収録された大隅国の郡司と大隅守との出会いに関する次のような説話がある。これには、次のように記されている。

今は昔、大隅守になって大隅国に都から下ってきた国司が、郡司のやることが非常に怠慢だったので、それを重く戒めようと呼び寄せた。郡司を処罰しようと思ったところ、やってきた郡司は非常に年老いた翁であった。処罰するのはかわいそうだということで、なんとか許してやろうと、その理由を考えたが、良い理由が無い。一つ和歌でも詠ませて、それがうまくいったら許してやろうと考え、和歌を詠めと言ったところ、この年老いた翁が詠んだ「年老いて頭には白髪（雪）が積もっています、その懲罰のための答（しも）と。霜とかけてある）を見ると、体が凍ってしまいます」という和歌を詠んだ。そこで国司は、その和歌のうまさを感じて許してやったという。

この説話に登場する国司は、十世紀の後半に大隅守に任じられた桜島忠信と推定されている人物である。大隅国の郡司と桜島忠信との出会いは、和歌をよく詠む者など在地にいないであろうという認識を持つていた国司を描くことで、都下りの貴族と在地の人間（郡司）との文化の懸隔が強調される一方で、和歌Ⅱ「都の文化」が実際にその土地土地に根付き、文化として育っていたこともこの説話は示しており、その背景には地方と中央との「交流」があったことを読みとることができるとはなからうか。

I 受領を媒介に中央と地方の交流を探る

1 受領による中央貴族への進物

このような説話を前提に、受領を媒介として、都と地方の関係がどのようなになっていたかを見ておきたい。都から下ってきた受領たちが、中央の貴族に対してそれぞれの地方の特産品を送っていることが知られている。表1は、大隅・薩摩からの右大臣藤原実資への進物一覧を、彼の日記『小右記』から掲げたものである。

表1に掲げたもののうち、一つの事例を紹介しておきたい。『小右記』万寿四年（一〇二七）七月二十二日条には、大隅掾某為頼が相撲人の秦吉高に言付けて、実資に物を贈ったという記事がみえる。それに対して実資の方からは、翌月七日に、「馬一匹（中略）付相撲人吉高遣住大隅為頼、依令申也」（『小右記』万寿四年八月七日条）とあるように、馬一匹を秦吉高に託して、大隅に住む為頼に彼の願いにより与えている。表1にみえる為頼・巨勢文任は、国司としての赴任前から実資との関係があったと推定されており、地方に赴任してきた国司たちと、物の贈答を通じて中央の貴族との密接な関係が成り立っていたことを示している。

2 受領の活動

このような国司と中央貴族との関係が形成される背景には、除目による任官から次の任官までを一つのサイクルとする「受領の活動のサイクル」があり、これを見ることによって、中央の貴族との関係、人との交流、ネットワークが浮かび上がってくる。図1は、受領の任期に即して彼らの活動を掲げたものである。

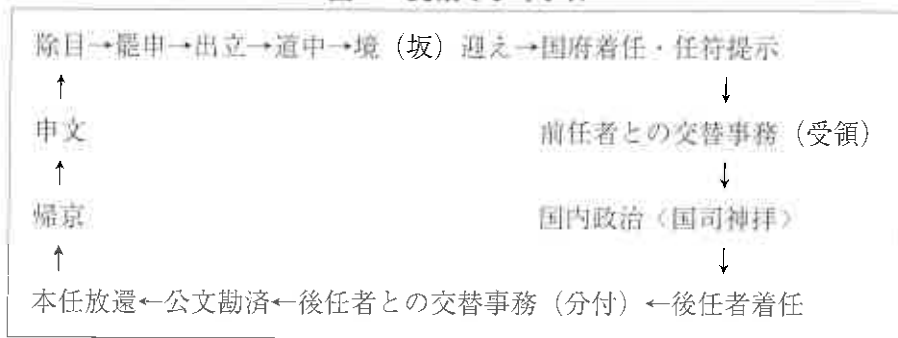
表1 藤原実資への大隅・薩摩からの進物一覧

年 月 日	内 容
万寿2年（1025）2月14日	大隅掾為頼、檳榔200把を贈る。
万寿2年（1025）7月24日	大隅掾為頼、絹15疋・牛鞆を贈る。（相撲人秦吉高に付す） 延嘉朝臣、絹10疋を贈る。（相撲人秦吉高に付す）
万寿4年（1027）7月22日	大隅掾為頼、絹20疋・色革30枚・菅貝5口を贈る。（相撲人秦吉高に付す） 肥前守惟宗貴重、重斑猪皮4枚・色革5枚を贈る。
長元2年（1029）3月2日	薩摩守巨勢文任、絹10疋・蕪芳10斤・花3帖・革10枚を贈る。実資娘へも、 粉帟10帖・茶碗・唐硯1面を贈る。 香椎宮司、紫金膏2両・可梨勒30果・檳榔子15果を贈る。 高田牧司宗像妙忠、蕪芳10斤・雄黄2両・紫金膏2両・緑青大48両・金漆を贈る。
長元2年（1029）8月2日	藤原良孝、色革60枚・小手革6枚・赤木2切・檳榔300把・夜久貝50口を贈る。
長元2年（1029）8月3日	薩摩守巨勢文任、紫草を贈る。
長元4年（1031）1月13日	大宰大監平季基、唐錦1疋・唐綾2疋・絹200疋・綵鞆色革100枚・紫革50枚を贈る。

備考：大隅・薩摩以外からのものも参考として掲げた。

十・十一世紀に、除目は決まった任官の方法に則つてきわめて組織的・体系的に行なわれていた。受領を任命する場合においても例外ではない。藤原行成の日記『権記』長保二年（一〇〇〇）正月二十二日条の「県召除目」に際しての記事が参考となる。ここには、受領任官を申請した者が列挙されている。任国の公事（納入すべき租税）を完済し一サイクル終わった前任者である「任国公事究済旧吏」、叙爵して初めて受領となることを申請した「新叙」の者で、式部（式部省）分と太政官の史・検非違使を勤めた者というグループに分けて列挙されている。これらのグループに応じて、任官者は決定された。推挙されるグループと順序があらかじめ決まっていることは、『官職秘抄』にも「旧吏・新叙藏人・式部・民部・院官・坊官・別進成功之輩」とみえており、慣行となつていたことが判る。このような慣行の成立は、『北山抄』卷十・吏途指南・給官事に、「外官除目受領之奉」としてすでにみえており、ここでは「令興復任国之者」「合期勘公文成別功之者」「式部・民部等巡給」という順番で記されている。『官職秘抄』のように体系化はなされていないが、式部省もしくは民部省から推挙さ

図1 受領のサイクル



れ、それぞれのグループの中で第一順位の人はずう受領になるという式部・民部の巡給というシステムが機能していたことを示している。

このような受領任官慣行の成立時期は、天延二年（九七四）十二月十七日の藤原倫寧の申文（『本朝文粹』卷六）からも知ることができる。

申文には「謹検故実、叙位之年、即任分憂者、藏人・式部・民部丞・外記・官史等也、此五人者、非唯劇務要職、其本或諸道成業、或諸司積勞、雖叙位停止之年、而殊被叙用、其来尚矣」とあり、これらのグループの特殊性が強調されているが、『官職秘抄』と同じ配列をとっており、少なくとも十世紀後半には受領申請者にとって共通の認識となつていたことを知ることができる。

受領任官を自薦する「申文」は、自らの功績を文章でもって売り込むため名文をもつてしたものであるが、ではこのような申文を出すことで、どのような効果があつたかということも、次にみておきたい。

『古事談』卷一には、紫式部の父藤原為時が越前守に任官されたときの話が残されている。これには、次のように記されている。

一条天皇の時代に、源国盛という人が越前守に任せられた。越前守になりたいたいと思つていたが選に漏れてしまった藤原為時は、天皇に書を献じた。その書状は、一生懸命苦勞して学んできたが、除目の時に不本意なところへ廻つてしまったことを嘆いたものであった。

受け取つた天皇は感動してしまい、食事も喉を通らなくなり、夜は御帳の中で泣き臥してしまった。藤原道長が参上したときにそのことを知り、越前守に任じられた国盛を呼びよせて辞職させ、為時を越前守に任じた。国盛は無理矢理辞退させられたので、国盛の關係者は泣き叫び、国盛自身も病に陥り、その後少し遅れて播磨守に任

じられたが、この時の病で死んでしまったという。

この説話に記された任国の差し替え事件自体は、長徳二年（九九六）の『長徳二年大間書』から、当初は国盛が越前守、為時が淡路守に任じられていたことが知られ、実際にあった話であると思われる。

申文を名文で書いて提出するということは、良いポストに就くための条件であった。ただ、名文を提出したからといって、直ちに受領に任じられたというわけではない。そのことを示しているのが、『本朝文粹』巻六に収められた天徳四年（九六〇）七月二十六日の平兼盛の中文である。ここには、「天暦四年、拜任越前権守、秩満解任、進放還畢、任中之間、所成功課、具録事状、上奏先畢、爾來散位之勞、七年于茲」とあり、天暦四年（九五〇）に越前守に任じた兼盛は任期が満ちて解任されたが、越前守をやめてから七年間次のポストに就けていないことをこの史料は示している。申文を書いただけでは効果がないとなると、良いポストに就くために次に考えられる手段は、有力な貴族に物を贈るということになる。そこで、受領の貢物というものを、次にみていきたいと思う。

『小右記』寛仁二年（一〇一八）六月二十日条には、藤原道長の土御門殿（上東門第）造営にあたって、諸々の受領に修理費用を割り当てたときの記事がみられる。ここには当時伊予守を勤めていた源頼光が、道長の邸宅のさまざまな家具調度一切を献じたことが記されている。厨子・屏風から始まり韓櫃や銀器など、頼光が献じた物に人々が目を驚かされたという。藤原実資は、「献万石数千疋了者多有其輩、未聞如此事、因希有所注付也」と記し、これまで万石の米、数千疋の絹を献上した受領たちは多いけれども、このような例は未だ聞いていないので後々の記

録として残すと表2に掲げた品目を書き記している。

このように、大量の物品を献上することで次のポストを得るということが、任官の事前運動として起こっている。そのためには、その裏付けがなくてはならない。

摂政や関白に貢物を贈る基盤には、自らが赴任先で貯えた巨大な富があった。そのことを示しているのが、『小右記』長元二年（一一〇二）七月十一日条の記事である。ここで実資は、大宰大式に任じられた藤原惟憲が、任を終えて都に帰る時に「隨身珍宝不知其數云々」であり、「九国二島物払底奪取」と九州全域のもの一切切切を持ち帰ってきてしまったこと、「近代以富人為賢者」と批判的に記している。惟憲は、藤原道長とその子頼通

表2 上東門第造営時の源頼光の献上物一覧

御帳一具（帷懸角四）	鏡二面	御枕	御剣一腰	二階一脚	唐匣一口	御鏡・筥
鏡台	御泔杯・台	御硯筥一具	火取一具（銀籠薫炉・箸）	唾壺・筥	御脇息四本	御脇息四本
御厨子五双（四尺、二双野水、納上紙、一双連子、納檀紙等）	二階厨子一双（蕃絵、納簿様）	小厨子一双（蒔絵、納色紙）	置物棚厨子一双	中持御辛櫃二合（納）	御衣櫃二懸（納）	御冠筥四合（二合蕃絵置口・二合蒔絵帳筥）
御筥二合（納）	搔拳筥一合	香辛櫃一双（蕃絵、納琴絃・足津緒等）	御衣筥一合	巾筥一合・台	御衣柯一本（塗竿一具）	御琴二張（箏・和）
御鞍一具	御屏風廿帖（四尺十二帖、五尺八帖）	御几帳廿本（三尺二、四尺十八）	御器一具（加銚子）	御台十四本（大十、小四）	御盤十枚（大・中・小）	朱高坏六十
懸盤三十	御手洗十四（大・小）	御椽廿口（大・小）	打敷・貫寶	炭取一合	灯炉五（加綱）	御火壺一双
御樋一具	尾箆二枚					

二代にわたって密接な関係を持っていた受領クラスの人間で、後には参議にまで登った人間である。それぞれの任地で大量の富を集積し、それをもとに次のポストを獲得するという構造が成り立っていた。

こうして無事に次のポストに任官出来たときには、任国に受領として赴任することになるが、それに先立って罷申という赴任の挨拶を、就任で援助を受けた中央の有力貴族に行なった。一つの事例として、万寿二年（一〇二五）の場合を、『小右記』からみておきたい。

県召除目で任じられた受領たちは、その後二月から三月にかけて実際に任地に赴任するが、例えば三月の一月間だけでも、河内守慶滋為政が八日に赴任することを連絡してきたこと（三月四日条）が記されているのははじめ、彼が明後日の赴任に先立って挨拶にきたこと（三月六日条）、引き続き若狭守中原師光・出雲守橘孝親（三月二十三日条）、越中守橘輔政・越後守藤原隆佐・阿波守藤原義忠（三月二十四日条）、下野守藤原善政（三月二十五日条）が実資を訪れたことが記されており、このような罷申は十月まで続いている。この罷申に際して、実資の方では馬や掛を与えている。また彼らの多くは「家人」と記されており、中央の有力貴族と受領たちは人的な繋がりで結びついていたことを知ることができる。また四年間の任期が終了して帰京したときには、なにがしかの品を持って帰任の挨拶に来ることになる。このような形の繋がりを付けておくのが、この時期の中央貴族と受領たちの間の関係であった。罷申をした後、受領たちは任地に赴くが、その過程での特徴的な事柄を、図1の受領のサイクルに即して少し例示しておきたい。

一つは、ある国の守、受領として赴く時に、任国に入るに際して特別の儀式をやらなければならなかったということである。『朝野群載』卷

二十二・諸国雑事上・国務条々事には、受領がとるべき作法が列挙されているが、その中の一つに「境迎事」とされる一条がある。「官人雑仕等、任例来向、或国隨身印鑑参向、或国引率官人雑仕等参会、其儀式随土風而已」とあり、諸国の実情に依じて行なうようにせよという受領の心構えが記されている。

実際どのようなことが行なわれたかは、『時範記』承徳三年（一〇九九）二月二十五日条からうかがうことができる。これは平時範が、因幡国に赴任するときに受けた「供給」の様子を、自らの日記に記したものである。ここには、道中智頭郡の駅に着いて、御簾の中でまず餅を食し、ついで粥をすすり、その退（お下がり）を智頭郡の郡司に賜ったこと、智頭郡の駅には郡司たちが集まり迎えに出てきていたことが書き記されている。その後、夜になって惣社の西舎に入り、官符の提示、請印、印鑑の確認などを行ない、その後国府に入り、国府に入った後にさまざまの儀式を行なったことも判明する。

このような着任の儀式は、「国務条々事」によって、さらに詳細に知ることができ、ここには、「著館日、先令奉行任符事」「受領印鑑事」「著館日所々雑人等、申見参事」「扱吉日著座事」などに分類された、受領がその時々で行なうべきやり方が列挙されている。国司の館に着いた時に、誰をどこの守に任じたという任命書である太政官符（任符）を見せて、受け取らせるところから始まっている。次に、「受領印鑑事」として、国司の権限の象徴である国印と正倉の鑑の引き渡しを受けることになる。その次に、著館日に、国衙に付属するさまざまの雑人たちが庭中に列立して、職名・位や名前を受領に名乗る儀式を行なう。次いで吉日を選んで、受領が座るべき場所に座って政治を始めると

いう手順がマニュアル化されて示されている。

このような任地における政治の象徴的な行為を終えたあと、実際に前任者と事務を引き継ぐ交替の実務が、非常に重要な国司の最初の仕事になる。「交替政」と呼ばれるものであるが、これには期限が定められていた。地方官として任じられた時には、その準備のための装束期間と赴任の旅程が、国の遠近に応じて近国は二〇日、中国は三〇日、遠国は六〇日とされていたが、それを除いて一二〇日以内で前任者と後任者の引き継ぎを行なうように定められていた（『延喜交替式』）。しかし、実際には一二〇日では終わらないという実態があった。そのことを示しているのが、長元年間（一〇二八—一〇三六）に作成された「上野国交替実録帳」と呼ばれる史料である。これは、新任者である藤原良任が前任者藤原家業との間で行なった交替政での、良任から家業への問いとこれに対する家業の答えのやりとりが記されたものである。ここで、良任が「あるべき式数の正税・公廨などをあわせると、本来は一〇九万二二一五束になるが、悉く現物が無いのはなぜか」という質問を發している。帳簿上は数字があるが、現物が無いということである。それに対して家業が答弁をしている。「帳簿上は確かにそうではあるが、代々中央に申請をして出挙額を減じて良いと承認されたものであり、未納二八万二〇二二三束についても康保三年（九六六）正月二十三日の太政官符で承認され流例となっている。その他の公廨・雑稲など三六万二二〇束は往古より無実と代々の不与解由状にも記されている」とし、すでに何代もこのように引き継がれてきていること、ただ出挙利稲は徴収をして例用は欠かしたことがないと弁じている。これに対しさらに良任は「公廨や雑稲は減省したというけれども、その申請を認めた太政官符が無いではない

か」など証拠が無いなどと反問しているが、「再び家業は「それは絶対に間違いない」という答弁をし、延々と問答が書き連ねられている。

以上のようなやりとりで進められた前任者と後任者の引き継ぎでは、このような書類が作成されたが、交替政には三通りの方法があった。³一つは、前任者と後任者の間で、お互いに合意が出来る場合である。この場合には解由状という文書が作成されて、それを後任者が持ち帰り、受領功過定の資料とされる。二つ目は、「上野国交替実録帳」のように両者が納得しない場合、双方の主張をそれぞれ記録した文書（不与解由状）を作成するのである。なぜこれだけ細かく言い合うのかと言うと、新任者にとってみれば、次の受領との引き継ぎに際して、交替政時点での数量を明らかにしておくことが必要であったためである。両方で納得した解由状は作れないことを、二人で納得したというものである。この不与解由状も前任者が持ち帰り、同じく受領功過定の資料として提出された。

もう一つは、前任者が死亡したために、後任者が任じられた場合の方式である。前任者と引き継ぎが出来ないので、中央から直接実物を調べに行く検査使が派遣され、検査使帳と呼ばれる帳簿が作成され引き継ぎが行なわれる。もしくは、守が死亡しても次官以下の人は残っているもので、彼らとその段階のものとして全ての資料を書類としてまとめ、現状を記すような形でそれで引き継ぐ、令任用分付帳作成の方式もあった。いずれにしても、このような形でさまざまな書類が作成され引き継ぎが完了することになる。交替政で作成された文書と国司が中央に調庸・雑米などを収めた際に発給される惣返抄とによって、受領功過定が行なわれることになる。

受領功過定は、公卿たちによる陣定で受領の成績を判定することである。その一つの事例として、『小右記』長和四年（一〇一五）十月二十七日条を見てみたい。ここには、「相府示受領功過事、余召弁仰之、即進文書、先定下野事、多治比守忠、去春不定了、仍今日定、無過、次和泉、藤原美實經頼、両国無過、」とされたことが記されている。中央の官人を任命する「京官除目」のときに、左大臣藤原道長の命によって、受領功過が同時に行なわれている。まず下野国の多治比守忠の判定を行なった。これは去年に判定の結果を出していなかったもので、今日定めたというものである。これは「過無し」とした。次いで和泉国の源経頼に関しても「過無し」とされ、両国とも「無過」とされた。受領功過定の判定は、過があった場合と過が無かった場合との二つがあるが、陣定で過とされた場合には、その人は受領になれないので、よほどのことがない限りおおむね皆「無過」というふうになったとされる。この受領功過定を通過すると次の任国を求めて活動することになる。先述したように、四年間の任期を終え帰京した際に、任国の特産物などを持って帰任挨拶として中央の有力貴族を訪れるという行為自体は、受領功過定になんらかの見返りとなるように機能していると考えられる。このような受領の進物の背景や契機について、次に考えてみたい。

3 実資への進物をめぐって―その背景と契機―

これまで述べてきたように、受領たちが中央貴族との人的繋がりを形成する基盤に物品の贈答があったが、先に掲げた表1では、万寿から長元年間にかけて薩摩守や大隅掾などが、藤原実資に物をしばしば贈っていることも判明する。受領の一般的なサイクルとしての物を贈るとい

側面も勿論あるが、それと同時にこの時には別の要素が働いていたのではないかとの永山修一氏の指摘があるので、この点について検討したい。表1で、巨勢文任は長元二年（一〇二九）三月二日に、実資に絹一〇疋・藕芳一〇斤・花三帖・革一〇枚を贈り、実資の娘へも粉帟一〇帖・茶碗・唐硯一面を贈っている。

文任は、氏の指摘にもあるように、実資の子にあたる伯耆守資頼が任国へ赴く時に実資の命によって衣櫃や馬を届けており、『小右記』治安元年（一〇二二）三月七日条）、また実資の命によって故木工頭源政職の遺族を弔問している（『小右記』万寿四年（一〇二七）七月九日条）。

このように文任は、薩摩守として任国に赴任する以前に、都において実資ときわめて近い関係にあった人で、実資の家司的な立場にあったことは確かであろう。表1に見えるもう一人、大隅掾為頼も故太皇太后昌子内親王の御給によって任じられており（『小右記』治安三年（一〇二二）正月十一日条）、実資自身が内親王との関係が近いことから、為頼の任官にあたって実資が重要な役割を果たしたとする永山氏の想定に従うべきであろう。

二人の実資への贈答の背景には、このような関係があったのである。また、為頼からの進物を都に運び実資に仲介したのが相撲人の秦吉高であった。吉高は、『小右記』長和二年（一〇一三）七月二十九日条に、この日の相撲召合で九番右方の相撲人として物部則方に勝利したことが記されている人物である。当時実資は右近衛大将ということで相撲節会を管轄している立場にあり、相撲人との関係も持っていたこともある。

長和二年（一〇一三）の初見から万寿二年（一〇二五）の為頼の進物の仲介まで十数年の年月があるが、この間長年にわたり右近衛府との関係

を媒介に実資との人的繋がりを保っていたのであろう。

このことを考える際に参考となる史料が、安元元年（一一七五）八月日の「右近衛府牒」である。この史料は、相撲人大秦元光の先祖相伝の田畠を、家道・重綱・国吉たちが横妨したと元光が訴えた相論で、右近衛府が元光の主張を認め、薩摩国衛に対して家道以下の横妨を停止するよう要請したものである。この中で元光は、「元光先祖元平去康和二年依貢節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重、帯代代府牒并宣旨等、知行郡務来」と、元光の先祖元平が康和二年（一一〇〇）に相撲人となって相撲節会に参加した「貢節之功」によって郡司に補任されて以来、代々近衛府牒と宣旨によって安元元年まで郡務を知行してきたことを主張しており、右近衛府に働きかけたものとみられる。康和二年からこの時にいたる相撲人としての譜第性を強調するこの史料は、近衛府と相撲人の人的な繋がりが長年にわたり継続していたことを示しており、秦吉高も恐らく同様に、十数年にわたる右近衛府また実資との繋がりによって、仲介者としての役割を担っていたのであろう。

II 実資に贈られたもの—南島との交易—

1 実資に贈られたもの

表1からは、大隅・薩摩から中央に贈られた物の中に南島の物産があることが注目され、交易や物流を考える素材ともなる。表1の中で、赤木、檳榔、夜久貝などがこれに該当する。南島からの物産の貢進や交易物に検討を加えられた山里純一氏の研究を参照しつつ、これらについてみていくことにしたい。

まず赤木についてである。氏によれば、赤木はトウダイグサ科の半落

葉樹の高木で、堅い素材であることに用途の特徴があるとされる。『延喜式』民部下・年料別貢雑物によれば、大宰府の項に「赤木南島所進、其数随得」とあり、大宰府から中央へ、南島から貢進があったその都度送るものとされている。この規定と対応する『延喜式』内藏寮・諸国年料供進では、「大宰府所進」として「赤木廿村有増」とされる大宰府から内藏寮への進上物としてみえている。この赤木の用途としては、「親王位記者、白紙表、白呉綾裏、紫羅標、縁綾裏、雜綺帶、赤木軸」（『延喜式』内記・装束位記式）とあり、親王の位記の後に巻付ける軸木に赤木が使用されている。この軸木は、『延喜式』内匠寮・位記料によれば、内匠寮に進められた赤木がここで軸に加工され、位記を作成する内記局に送られ位記の軸木として使われたものであることが知られる。このような文書の軸木の用途の他、「赤木机」（『左経記』治安元年（一一〇二）七月二十四日条）、「赤木倭琴」（『左経記』長元七年（一一〇三）十月十日条）がみえる。山里氏の整理によれば、赤木の用途はさらに遡って、正倉院所蔵の経巻の軸木にも利用されていた。赤木は、文書の軸木、和琴の脚、大刀の柄、櫛などに利用されており、紫檀などの高級木材の模擬材、代用材としての用途があったとされる。『左経記』長元七年の「赤木和琴」は「試其音甚以優美也」とされ、代用材としてもその評価は高かったものと思われる。

檳榔に関しては、大宰府の正税交易の雑物として、檳榔馬蓑六〇領と檳榔虻蓑一二〇領が毎年中央に貢進され各官司へ配分されていた（『延喜式』民部下・交易雑物）。配分される馬蓑・虻蓑は、齋院司では三年に一度、輿長巳下の料として馬蓑一六領・虻蓑九八領が内藏寮にあてて申請され（『延喜式』神祇六・齋院司・二年「請雑物」）、監物でも官人料

として馬糞一〇領が内蔵寮にあてて申請されている（『延喜式』監物・年料）。その他、内膳司では檳榔の葉そのものが、天皇の御飯を扇ぎ冷ますためや雑膳の火を扇ぐための用具として使われている（『延喜式』内膳司・年料）。また檳榔の葉は、牛車の車箱の材料になっていた。檳榔毛車といわれるものがそれで、「太上皇已下四位以上通用」（『西宮記』卷十七）とされ、四位以上の者の使用に限定される格式のある車を作る材料でもあった。

また、『小右記』長和三年（一〇一四）十二月二十五日条には、「又命云、檳榔太難得、諸卿云、用唐車何如、汝未闕此儀如何者、答云、上古檳榔毛車毎年不改調、随損壞改替、有何事乎、依毎年改張、自為難得物、至唐車不甘心申」とある。道長から、檳榔の入手が困難なので唐車という代用の車ではいかかかと諸卿たちがいつているがどう思うかと聞かれた実資は、上古には檳榔の車というのは毎年は改調せず、損壞に応じて作り替えているので、痛んでいても何の問題もないのではないかと答えている。結局この時には唐車ではなく、古い檳榔毛車を使ったと思われるが、車を作る材料となる檳榔の入手は困難であったことを示している。表1からは、このような南島からの物品としての檳榔が、大隅の国司の手を通じて中央の貴族のもとへ贈られるという物の流れを知ることができる。

三番目に夜光貝である。『北山抄』卷二・賀茂臨時祭事には、臨時祭に際して「螺盃」が使用されたことがみえており、石清水臨時祭などの場合にも「螺盃」という盃が使用されている（『江家次第』卷六・三月・石清水臨時祭）が、「夜久螺」として夜光貝の螺鈿細工のものであったと考えられる。屋久島だけではなくて、さらに南の奄美などから

のものも現物のものとして正倉院に残されている。正倉院の螺鈿の調査報告によると、奄美や沖縄産の夜光貝が使われていることが、貝殻の分析から報告されている。また、奄美大島での夜光貝の貝殻の出土遺跡について、貝殻の出土状況からすれば単なる食料の残滓を廃棄したものは考えられないが、小湊・フワガネク（外金久）遺跡の貝殻製作の跡からは完型品がわずか一点しか出土していないことから、中間材料として加工されて都へ送られ工芸品として完成させる交易品としての集積場の遺跡ではないかと想定されている。夜光貝は都へ送られる交易物として存在していたことになる。

2 南島との交易

赤木・檳榔・屋久貝を大隅国で入手し、中央の貴族に贈ることが可能であったのは、南島と大隅との物流が基盤にあったことを示している。

このような交易にどのような人が関わっていたのであろうか。十一世紀に成立した『新猿楽記』は、社会的分業の展開によってさまざまな活動に従事した多様な人物像を描いている。その中に「商人の主領」として、東は俘囚之地、西は貴賀之嶋にいたる地域で交易活動に従事している八郎真人という人物が描かれている。彼が取り扱っているものの中に、唐物として「赤木」、本朝のものとして「夜久貝」がある。赤木や夜久貝が、商人の手を通じて入手され、中央との交易物品として動いていたことをこの史料は示している。このような商人の活動などを背景に、大隅・薩摩の国司たちがそれを中央貴族たちに贈るといふ構造があったと考えられる。

長徳三年（九九七）十月に起こった南蛮人（奄美島人）による筑前

筑後・薩摩・壹岐・対馬襲撃事件（『小右記』長徳三年十月一日条）は、このような南島交易をめぐる争いに原因があるとする考えもある。⁽⁹⁾この年十月一日の旬政の最中に、大宰府が飛駅により南蛮人による襲撃の勃発を報告してきた。旬政の儀式の最中ではあったが、急遽陣定が行なわれ、大宰府の報告が審議されている。この時の大宰府の解によると、これ以前にも奄美島人が大隅国に来襲し、人民四〇〇人を奪取した事件が起こっていることも記されている。この事件以後も、寛仁四年（一〇二〇）閏十二月にも「南蛮賊徒到薩摩国、虜掠人民等之由也」〔左経記〕寛仁四年閏十二月二十九日条と南蛮人による襲撃事件も起こっており、交易をめぐる軋轢は依然として持続したものであったのであろう。

Ⅲ 大隅国府焼き打ち事件

1 事件の経過とその結果

最後に三つ目のテーマとして、表1の時期になぜこれだけ集中して、これだけの物が中央の貴族に贈られているのか、とくに八月二日に藤原良孝が夜久貝や赤木、檳榔などを贈った記事の背景に関連して、「大隅国府焼き打ち事件」を検討しておきたい。

まず、事件の経過からみていきたい。『小右記』長元二年（一〇二九）八月二十一日条中には、「応早附使者召進大監従五位下平朝臣季基并男散位従五位下兼光及兼助等事」とする太政官符案が残されている。この中で、大隅国は「大隅国言上件季基等焼亡国庁・守館・官舎・民烟并散位藤原良孝住宅、及掠取財物、殺害雜人之由、仍令勘糺、宜仰彼府下知管内早附使者令召進其身者」と報告している。これによると、大宰府大監の平季基とその息子の散位兼光と兼助らによって、国庁や守館を

はじめ藤原良孝の住宅が焼かれ、財物が略奪されたという。この事件で季基を召問するための太政官符を作るにあたり、実はもう少し複雑な事情があったことが、『小右記』同年九月五日条から判明する。九月五日条には、「件事一日有云々、前大式惟憲卿責取季基絹三千余疋、既優免、漏府解、只載兼光、其後大隅国司守重注子細言上、即任大隅司言上以季基等載官符給大宰府、今惟憲申関白云、大隅国司所申已是越訴、不可被用、還可有罪云々、余聞此事昨日示遣頭弁、其趣者、件事経愁大式、隨則差加府官并目代等令追捕兼光等、其事未了之間任秩已満、参上後不能重愁、仍言上公家、不可謂越訴、始已愁大府了、惟憲卿指意、偏為引汲季基、不可因大隅国解之由所申関白也、引府解給官符者不可載季基、仍左右構謀略詞所申迷欺、頭弁申委趣了」とある。

この記事からは、①平季基・兼光は、大隅国守守重と対立し訴えられた、②大宰大式藤原惟憲は、季基から絹三〇〇〇余疋を責取り、中央に送る大宰府解の文面から季基の名を省き兼光の名のみ載せた、③惟憲が長元二年都に帰任したので、大隅国司は再び中央政府に季基を訴えた、④惟憲は、大隅国司の訴えは職制律27事応奏而不奏条にいう所管官司を経ずに訴えた「越訴」であるので取り上げないよう関白藤原頼通に働きかけている、⑤大隅国司と季基との対立背後には、惟憲が関係している、ことなどが判明する。

結局は太政官符に名前が載せられ、季基は京都に召還されることになった（『日本紀略』長元三年（一〇三〇）正月二十三日条）。しかし彼は、その後長元四年には実資に唐錦一疋・唐綾二疋・絹二〇〇匹・総鞆色革一〇〇枚・紫革五〇枚を贈っており（『小右記』長元四年（一〇三二）正月十三日条）、事件に関して処罰されてはいなかったとの指摘が

ある。惟憲についても同様に、関白頼通の石清水への参詣に同行したり
〔小右記〕長元三年（一〇三〇）九月二十二日条）、上東門院藤原彰子
が彼の邸宅に移徙している（『小右記』長元五年（一〇三二）十二月十
九日条）ことから、惟憲が大宰府解から平季基の名を削除したことで
処分を受けているとは考えられない。結局この事件は、不問に付された
のである。このような結末を迎えたことについて、登場人物を考えるこ
とによって事件の背景をより明らかに出来るのではないかと考える。登
場人物の中で何人かキーマンになる者がいるが、そのうちの一人が平季
基である。そしてもう一人は藤原惟憲で、さらに一人は大隅国司を勤め
た守重である。この三人について次に検討しておきたい。

2 登場人物と事件の背景―島津荘をめぐって―

まず平季基について見てみたい。野口実氏が紹介された「桓武平氏諸
流系図」『尊卑分脈』などにみえる為賢との関係である。氏によれば、
為賢は坂東平氏の子孫で、常陸国伊佐郡に住していたことから伊佐平氏
と呼ばれており、後に能観として出家した人間だとされる。さらに、①
季基の名の「基」が、為賢の父維幹など常陸平氏本流の通字の「幹」の
訓「モト」に通じ、鎮西における伊佐平氏の兼元の「モト」にも通じる
こと、②季基の子としてあらわれる兼光や兼助の「兼」も伊佐平氏の兼
元の「兼」に通じるものがあること、③季基の子孫と考えられる薩摩平
氏が伊佐平氏の後裔とみられる肥前の彼杵氏と密接な関係をもっている
こと、などから季基は坂東平氏の系譜に繋がる者という想定もなされて
いる。まずこのことを一つ押さえておきたい。

次に惟憲であるが、頼通との深い関係があるということは、Iの2や

Ⅲの1で指摘してきた。

もう一人の季基の対立相手である大隅国司守重は姓不詳となっている
が、この人物に関して、『小右記』長和二年（一〇一三）九月十五日条
が参考になる。「頭弁朝経差史守重密々示送云、依明日行幸召仰事、大
臣已下次第先可令申可参人之由者、左府所被奏、而上臈被申故障、若可
参入乎者、令申所劳之由、守重者予僕也、仍便所示送也」とあり、行幸
の準備の召仰に出席するようにと守重を介して実資に連絡が来た時のこ
とである。実資は、所劳である旨を守重に回答させており、太政官の史
であった守重は「予僕也」であるから便宜この役をさせたと日記に記し
ている。守重は、実資とは「僕」すなわち家人という関係にあったので
ある。守重は史であったことから、Iの2でみた受領任官の方式のグ
ループ別推挙の史グループとして順番が回ってきて、長和三年から十数
年経って大隅国司に任じられたという可能性が非常に強いのではないかと
思われる。大隅国司守重は実資に繋がり、惟憲や季基は頼通に繋がる
という、中央での二つの流れにそれぞれが人脈をもっていたという背景
を想定しておく必要がある。

国府焼き打ち事件については、すでに竹内理三・工藤敬一・日隈正守
各氏の研究¹²⁾によって、島津荘の成立との密接な関係が指摘されている。

島津荘が成立したとされる同時期の史料は無いが、のちの建暦三年（一
二一三）四月 日「僧智恵訴状写」によれば、季基の子息である兼輔
（助）の時に島津荘を開発したとされ、開発者の名にこの季基の名が出
されている。また、正応元年（一二八八）「島津荘官等訴状写」にも、

「島津本庄者、万寿年中以無主荒野之地、令開発、庄号令寄進 宇治関
白家以降、（下略）」とあり、島津荘の開発自体は万寿年中とされている。

日向国諸県郡の島津の地の成立した島津荘の万寿年間の開発にあたって大隅国への侵出拡大が、頼通に繋がる惟憲を介した季基によってなされた構図を想定する見解である。このように考えていくと、中央貴族と在地の情勢という一つの視点も抽出されるが、大隅国とは遠く離れた坂東の地においても興味ある事件が起こっており、この点について最後にふれておきたい。

3 もう一つの視点—中央貴族と在地の情勢から—

この事件では対立する登場人物—季基・惟憲・頼通と、大隅国司の守重と実資—の二つの流れがみられた。対立する登場人物がそれぞれ中央の有力な貴族と繋がってくるという構図は、平季基が繋がっていたとされる坂東平氏の本拠地である下総国で、長保五年（一〇〇三）に起こった事件でも、似た構図をとりなおかつ同じような結末をたどっている。下総国府の焼討ち事件がそれである。

表3は、下総国府焼き打ち事件の経過を示したものである。長保五年正月、下総国から平維良の乱が報告されて以降、九月五日にその罪状を定める陣定の会議が招集されるまでの乱の経過から、①武蔵・上総・下総の三か国が乱の舞台となっていたこと、②下総国府を焼き討ちして官物を奪ったこと、③追討使が派遣されたこと、④武蔵守藤原惟風が押領使となっていたこと、⑤下総守は宮道義行、藤原為度、源忠良へと交替していること、⑥維良は乱後に越後国へ逃亡していたらしいこと、などが知られる¹³⁾。

事件は正月から九月までの短期間で終わり、事件後の九月五日、押領使藤原惟風が言上した平維良の犯状を定める陣定が行なわれた。『権

表3 長保5年(1003)の下総国府焼き打ち事件の経過

年月日	内容	出典
長保5年1月16日	平維良の乱について、下総国司らが解状を提出する。	『小記目録』
長保5年2月8日	下総守宮道義行が朝廷に、平維良が国府を焼き官物を掠奪したことを報告したので、陣定が行なわれる。	『百練抄』
長保5年2月8日	平維良の追討使を定める。	『小記目録』
長保5年4月23日	押領使藤原惟風が着任した後、平維良を追捕することを停めるよう言上した越後守源為文の申文を、藤原行成が藤原道長に奉上する。	『権記』
長保5年4月26日	陣定があり、下総守藤原為度の申請十か条・上総国と下総国の申文などを審議する。	『権記』
長保5年5月3日	平維良を追捕する。	『小記目録』
長保5年5月5日	平維良が下総国府を焼払う。	『小記目録』
長保5年8月16日	源忠良が下総守になる。	『権記』
長保5年9月5日	押領使藤原惟風が言上した平維良の犯状を定める。	『権記』
長保5年9月8日	下総守宮道義行らの問注記が提出される。	『小記目録』

『記』長保五年九月五日条には、この時の陣定の論議が記されている。これによると、藤原道長の主張は、①惟風の言上によると、追討のために出された官符の意向とは事件の内容が異なっており、事件が発生した下総国に対してこの理非をただしてから言上するようにせよ、義行の申状を事実と認定してしまつては、惟風の言上は陣定の審議での証拠とはならないからである、②上総国司と義行の提出した解文に署名した者に問い、その申し立ての誤りによつてこの実否を知るべきである、③勸問を受ける者（義行）と押領使とが一緒に日記（事件の記録）に署名すべきではない、④下総国府が焼亡させられたことが事実ならば、その被害数と子細を報告すべきである、というものであった。この陣定の結果にもとづいて、八日には義行らの問注記が提出されているが、維良が最終的にどのような処罰を受けたのかは明らかではない。この事件は、道長の主導によつて中央政界では不問に付されてしまったのである。

このような事件の結末をもたらした要因は、事件に関わつた人々と中央貴族との関係から導き出すことができる。維良は、『御堂関白記』によると、故平兼忠の子で、馬六匹を道長に献上しているが、そのうちの二匹は兼忠の遺言によるものであつたという（長和元年（一〇二二）閏十月十六日条）。父子二代にわたる道長との関係が想定される。

一方、維良の乱を中央に報告した宮道義行は、木工允・大藏允などを歴任し下総守に就任したが、彼は実資家の政所の雑事を執行していたが怠るところがなく、彼の死ははなはだ惜しいと記されている（『小右記』長和二年（一〇二三）四月十六日条）人物である。

事件発生後の八月に下総守に任じられた源忠良は、左兵衛尉・右衛門尉・檢非違使を歴任し海賊追捕使や追討使に任命されている（『小右

記』寛和元年（九八五）三月二十七日条・『日本紀略』正暦三年（九九二）十二月二日条）ことから、彼の下総守任官は乱の鎮圧の目的があつたものと考えられる。彼は道長に馬を献上しており（『御堂関白記』寛弘元年（一〇〇四）十月三十日条）、道長との関係が深い人物とみられるが、一方で実資にも馬を献じている（『小右記』寛弘二年（一〇〇五）正月九日条）。これは、新任国司として乱の翌年三月に行なわれた諸国申請雑事定で五か条の申請を行なっている（『権記』寛弘元年（一〇〇四）三月七日条）ので、任期終了時に行なわれる受領功過定において乱後の下総での治績評価を上げる準備工作ではなかるうか。

この事件以降、維良は、治安二年（一〇二二）に死去するまで、しばしば道長に馬を献上している（『御堂関白記』長和四年（一〇一五）十一月三日条・同五年（一〇一六）十一月六日条など）。事件後鎮守府將軍として任官した彼は、長和三年（一〇一四）、道長に再任を働きかけるために、馬二〇匹・胡籙・鷲羽・砂金・絹・綿・布等数多くの品々を携えて道長の邸宅に参上し、これを見物するために道路に人々が市をなしたことを『小右記』は記している（長和三年二月七日条）。このことについて実資は、「件維良初蒙追捕官符、不経幾閏榮爵、又任將軍、財貨之力也、外土狼戾輩弥濫貯財宝、企買官爵之計歟、悲代也々々々」と、追捕の対象であつた者が財力を背景に鎮守府將軍に任じられ、再任を企てると嘆いているのである。大隅国庁を焼き打ちした季基と同様に、罪に問われず事件が曖昧化されて、その後季基以上に中央で活躍したことを示している。維良に対して追討使が派遣されたにもかかわらず、事件後わずかで叙位され、鎮守府將軍に任官した背景として、維良の父子二代にわたる道長との主従関係が大きく影響したことは確かであろう。

また、事件当時の下総守義行が、道長と必ずしも友好的な関係にない実資の家司だったことも維良にとつては有利に作用していたと考えられる。維良の下総国府焼き打ち事件は、大隅国焼き打ち事件の十五年前の事件であるが、中央貴族の二つの流れの中で、同じような構図をみる事ができる。

表4は、万寿・長元年間の大隅・薩摩の国司で実資との関係がうかがわれる者の一覧である。薩摩守の巨勢文任は実資の家司的な立場にあったことについてはIの3でみたが、その他の受領たちも実資との関係の深い者が多い。これに対して大宰府は、惟憲・季基のように頼通との関係が深かった。大隅国府焼き打ち事件で、実資が受領の側に立ち、大宰大式であった惟憲に鋭く対立したことは、大隅国に限らず他の諸国の受領のネットワークを握っていたことも与っていたことは十分想定しうるであろう。大宰府と大宰府管内諸国との関係を考える場合に、大宰府官人や諸国の受領たちが、中央の貴族の誰と人的なネットワークを結んでいたのかという点を、分析の視角に

表4 大隅・薩摩の国司一覧（万寿～長元年間の国司で実資との関係が窺われる者）

薩摩守	巨勢文任
肥前守	惟宗貴重（『小右記』万寿4年2月14日条＝実資が馬を与える）
肥後守	藤原致光（『小右記』治安3年正月10日条＝実資への罷申） 高階成章（『小右記』長元元年7月26日条＝実資への罷申）
筑前守	高階成順（『小右記』万寿2年7月13日条＝実資への罷申）
筑後守	藤原盛光（『小右記』長元4年3月14日条＝実資への罷申）

今後は加える必要があるのではないか。大隅国の事件も下総国と同じような展開になっていたことについて、両者ともに中央の貴族とそれぞれの国の受領の関係などのネットワークを分析することによってより鮮明になってくる部分があることを示しているからである。

おわりに

平安時代の大隅・薩摩の考察にとつて、鹿児島県内の史料は非常に限られている。しかし、中央の貴族の日記を詳細にみていくと、両国に関わるさまざまなことが指摘できる可能性のある史料がまだまだ残されている。この史料を対象することによって、通史的叙述で平安時代二〇〇年間の「エアープケット」になっている時代を埋めていく、そのような作業が出来る可能性はまだ残されているのではないか。そのために中央の貴族の記録などを活用するとともに、その取り扱いを慎重にする必要があるが、『鹿児島県史料』にも関係するものが収録されている系図類の活用もその一つの手段であろう。これらの史料から多様な情報を引き出すことが、今後の課題であろう。

〔注〕

〔注1〕原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一『鹿児島県の歴史』（県史46）山川出版社 一九九九年

〔注2〕永山修一『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺―『鹿児島中世史研究会報』五〇 一九九五年

〔注3〕佐々木恵介「摂関期における国司交替制度の側面―前司卒去の場合―」『日本歴史』四九〇 一九八九年

(注4) 前掲(注2) 永山論文。

(注5) 野口実「相撲人と武士」中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会 一九八八年

(注6) 山里純一「古代日本と南島の交流」吉川弘文館 一九九九年

(注7) 和田浩爾・赤松蔚・奥谷喬司「正倉院宝物(螺鈿、貝殻)材質調査報告」『正倉院年報』一八 一九九六年

(注8) 前掲(注6) 山里著書。

(注9) 永山修一「隼人と南島の世界」(前掲(注1) 書所収)・日隈正守「律令国家の変質と中世社会の成立」(前掲(注1) 書所収)・永山修一「原始・古代の薩南諸島」松下志朗・下野敏見編『鹿児島島の湊と薩南諸島』(街道の日本史55) 吉川弘文館 二〇〇二年。

(注10) 前掲(注2) 永山論文。

(注11) 野口実「鎮西における平氏系武士団の系譜的考察」『鹿児島経済大学社会学部論集』一〇— 一九九一年

(注12) 竹内理三「薩摩の荘園—寄郡について—」『史淵』七五 一九五八年・工藤敬一「荘園公領制の成立と内乱」思文閣出版一九九二年・日隈正守「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」『熊本史学』六八・六九 一九九二年

(注13) 川尻秋生「下総国府を焼討ちした平維良」『千葉史学』二〇 一九九二年・加藤友康「平忠常の乱」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県 二〇〇一年

摩・大隅—人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える—」
をもとに文章化したものである。

(東京大学史料編纂所教授)

(付記) 二〇〇三年一月二五日に黎明館で行なった講演「平安時代の薩

